

**会計監査限定の定款の定めがある大会社の監査役の実責任**

- 【文献種別】 判決／大阪高等裁判所  
【裁判年月日】 平成 29 年 4 月 20 日  
【事件番号】 平成 28 年（ネ）第 1923 号  
【事件名】 損害賠償請求控訴事件  
【裁判結果】 原判決取消・請求棄却（上告・上告受理申立て）  
【参照法令】 会社法 429 条  
【掲載誌】 金判 1519 号 12 頁

LEX/DB 文献番号 25448650

**事実の概要**

牧場経営を目的とする会社 Z との間で、和種牛の飼育委託契約を締結した顧客が、会社の倒産に伴い損害を被ったとして、同社の取締役・監査役と関連会社本体およびその役員を被告として損害賠償を求めた事案の控訴審判決である。

Z は、昭和 56 年に有限会社として設立、平成 18 年に特例有限会社、平成 21 年 4 月に通常の株式会社に移行したが、平成 14 年度期末から既に負債合計が 300 億円を超え、平成 21 年度末には 655 億円に達していた。平成 23 年 8 月、Z は民事再生手続開始の申立てを行ったが、12 月に破産手続開始の決定を受け、平成 26 年 3 月には破産手続が終了している。Y<sub>1</sub>（被告、控訴人・被控訴人）は平成 13 年から 15 年の間、Z の取締役であった。Y<sub>2</sub>（被告、控訴人・被控訴人）は、平成 21 年 9 月に監査役に就任した。もともと Z の定款には、有限会社当時から、監査役の実責任の範囲を会計監査に限定する旨の定めが設けられていて、株式会社移行後もその定めは維持されており、Y<sub>2</sub> は定款の定めにより会計監査のみを行う監査役（以下、会計限定監査役という）として就任契約を結んでいた。

原告 X<sub>1</sub>～X<sub>9</sub>（控訴人・被控訴人）は、平成 15 年 6 月から 23 年 7 月頃までの間に、Z との間で、Z が所有または管理する黒毛種和牛の繁殖牛を購入し同時にその飼育を委託するという「飼養委託管理契約」を締結し、購入および委託に係る代金

を支払った。この契約は、Z が一定期間経過後に X らから同繁殖牛を再売買するという合意がなされていたものであるが、Z が破綻したため、X らは、再売買し代金を受け取ることができなくなった。

そこで、X らは、本契約は特定商品預託法および出資法に違反し違法であり、また、本件契約時に Z が債務超過であることや Z が所有または管理する繁殖牛が契約頭数を大幅に下回ること等を説明しなかったことは説明義務違反に当たり、これらは不法行為に該当する、とした。そしてこれらを前提に、Z 本体の不法行為に積極的に加担または援助・助長した点に注意義務違反および任務懈怠があったとして、Y<sub>1</sub> および Y<sub>2</sub>、そして関連会社およびその役員 Y<sub>3</sub> に対して、共同不法行為および役員らの対第三者責任（会 429 条 1 項）に基づき損害賠償を求めた。

第一審は、Y<sub>1</sub> および Y<sub>2</sub> の責任を認め、そのうちの Y<sub>2</sub> については「Z 本体は、平成 14 年度期末から負債合計は 300 億円を超えており、平成 21 年度期末以降は 655 億円を超える負債額となっていることからすれば、通常の株式会社に移行した後は、会社法上の大会社にあたる株式会社として会計監査人設置会社に当たる」ので、定款の規定によっても監査役の実責任の範囲を会計監査に限定することはできず、「平成 21 年 4 月 1 日以降の Z 本体の監査役は、会計監査のみならず業務監査まで行う任務にあったといえる」と判示し、「何らの業務監査を行っていない点に注意義務及

び任務懈怠があった」として、損害賠償請求を認容した。そこで、原告および被告双方が控訴した。

## 判決の要旨

「非公開会社が大会社に該当した場合、代表取締役及び株主は、速やかに……会計監査人と通常監査役を選任すべきであり、それがされないのは選任懈怠である。会社法は、過料の制裁により間接的に選任懈怠の早期解消を促している」と解されるが（会社法 976 条 22 号）、それ以上に、選任懈怠が生じた場合、会計限定監査役に通常監査役と同様の職責（業務監査をも行う職責）を負わせていると解釈し、会社法 429 条 1 項を適用するに当たり、通常監査役と同じ基準でその損害賠償責任を議論することは相当でないと考える。……監査役就任契約により監査権限が会計監査に限定されている者が、業務監査の職責まで負わせられる契約上の根拠がない。また、業務監査を行うことを予定して選任されたのではない会計限定監査役に業務監査の職責を負わせることは、会社にとって不足であるばかりでなく、業務監査の職責を果たさない場合の法的責任（会社法 423 条及び 429 条）が生じることになるため会計限定監査役にとっても過酷である。」

「被告 Y<sub>2</sub> が前述の限度で監査役としての注意義務を負うということを前提に、被告 Y<sub>2</sub> の会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償責任について検討する。被告 Y<sub>2</sub> が平成 22 年 5 月に提供を受けた計算関係書類に不正経理があるとか虚偽記載があったというわけではない（そのような事実を認めるための証拠は見当たらない）。……Y<sub>2</sub> に、不正経理や計算関係書類の虚偽記載を悪意又は重大な過失によって見逃したとの職務懈怠があったということではできない。……計算関係書類から、繁殖牛不足が常態化しているのに長年にわたり違法なオーナー契約の勧誘が継続されていた事実を察知することは容易ではなかったというほかなく、Z 本体の違法な業務を看過したことに関連して、被告 Y<sub>2</sub> に、会計監査の過程における悪意又は重大な過失による職務の懈怠があったということもできず、会社法 429 条 1 項に基づく原告らの被告 Y<sub>2</sub> に対する請求は理由がない。」

## 判例の解説

### 一 問題の所在

会計限定監査役の対第三者責任が争われた裁判例自体あまり多くないが、本件では、当該会社が、本来、監査役を会計限定監査役にはできない大会社であった珍しい事例である。

周知の通り、会社法上、大会社は会計監査人設置会社であり（328 条）、会計監査人設置会社は監査役を置かなければならない（会 327 条 3 項）。公開会社以外の会社は、その監査役の監査範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができるが、会計監査人設置会社はそのような対象から外れる（会 389 条 1 項）。本件 Z は負債の合計金額から大会社であるのに、監査役の監査範囲を会計に関するものに限定する定款の定めが置かれていた。そして Y<sub>2</sub> は、大会社である Z に会計限定監査役として就任した監査役である。

このような Z 社の監査役 Y<sub>2</sub> について、原審は、会計監査に限定されていない監査役（以下、「通常監査役」という）としての職務を求め、これを前提に対第三者責任（会 429 条）を認めた。一方、控訴審である本件高裁は、このような会社においても、会計限定監査役として就任している以上、通常監査役としての責任を問われるいわれはないとし、原審とは異なる判断を行った点が着目される。

### 二 大会社に求められる機関設計

非公開会社でも、大会社であれば会計監査人を置くことが義務づけられ（会 328 条）、それに伴って通常監査役も置かなければならない（会 327 条 3 項、389 条）。負債総額が大きければ、計算関係が複雑になるだけでなく、多数の会社債権者がいることが想定され、計算書類等について独立した会計に関する専門家である会計監査人の監査を受けることで、会社の会計処理の適正を確保させようというものである。そのような会計監査人設置会社では、監査対象者である業務執行者から会計監査人の独立性を確保する役割の一端を担う者として、通常監査役が求められる（会 334 条、399 条等参照）。監査役にとっても、会計監査人の会計監査に依拠した業務監査を行うことができ、相

互に補完しながら大会社における監査制度を有効に機能させることができると考えられるからである。

大会社に該当するか否かは、最終事業年度に係る貸借対照表による（会2条6号）。負債総額の要件から大会社に該当するZは、会社法の規定により通常監査役および会計監査人を置かなければならない「監査役設置会社」（会2条9号）であり「会計監査人設置会社」（会2号11号）である。もっとも、機関設計が会社法上強制されるものでも、設置には定款の規定が必要と解されているので<sup>1)</sup>、定款の定めがなければ新たに設けなければならない（会326条2項）。Zでは、まず、「会計限定監査役」の定款の定めを削除し、会計監査人および通常監査役を置くための定款の変更を行い、それから両者を選任する手続が必要であったことになる。会計限定監査役を設置する旨のZの定款規定は、会社法に違反し効力を失うとすれば<sup>2)</sup>、Y<sub>2</sub>の任期は、その時点で満了したと解しうる（会336条4項3号）。

大会社でその選任が放置されていれば、過料の制裁を受けるほかに（会976条22号）、例えば、株主総会に提出された監査報告は、会計監査人監査および監査役監査を経る必要があるから（会436条2項）、監査報告について瑕疵が生ずることになる。とはいえ、以上のような手続を行う義務があるのは会社自身であり、放置したことに伴う責任は、まず取締役会そして取締役が負うべきことになる。

そのような役員が欠けた状態は不都合であるから、会社法によれば、新たに選任された役員が就任するまで、登記簿上の役員は役員としての権利義務を有する（会346条1項）。Zで問題となった当時、監査役に係る登記事項は、「監査役を置いている会社」である旨と「監査役の氏名」であったことから、新たに「通常監査役」が選任されるまで、Zにおいて登記簿上の監査役が負うべき職責は外見上「通常監査役」のそれである、と見ることができ<sup>3)</sup>。もっとも、Y<sub>2</sub>自身は会計限定監査役として就任しており、「会社法は、通常監査役を置く必要が生じた場合に、……会計限定監査役に通常監査役の職責を果たすことを当然のこととして求めているわけではない。」とする控訴

審裁判所の見解にも肯けるところがある。

一方、会計監査人が欠けた場合について、会社法は、監査役設置会社では監査役が一時会計監査人の職務を行う者を選任しなければならない、とする（346条4項）。ここでも、会計限定監査役として就任したY<sub>2</sub>は、契約上の義務の範囲外との主張も考えられる。しかし少なくとも、Y<sub>2</sub>は会計監査人の必要性を認識しながら選任懈怠を放置していた。したがって、会計監査人がいないことに伴う会計監査実施に当たっての不利益は負わなければならないと、自ら適切に「会計監査」を行わざるを得ない<sup>4)</sup>。

それでは、Y<sub>2</sub>は会社との契約である「会計限定監査役」として、その職務を全うしていたといえるであろうか。

### 三 会計限定監査役の職務

ここで、会計限定監査役の職務を確認しておくことにする。

会計限定監査役の職務は、計算書類等が適正に作成されているかの監査および監査報告の作成である（会389条2項）。監査役設置会社では、計算書類および事業報告ならびにこれらの付属明細書は、監査役の監査を受けなければならない（会436条1項）。この場合の監査役設置会社には、「監査役の監査範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む」とされており、事業報告も会計限定監査役の監査対象となる。

もっとも、会計限定監査役の監査報告は、事業報告の監査権限がないことを明らかにして作成することとなっており（会社規則129条2項）、業務および財産調査権は認められているが、その行使は「職務を行うために必要があるとき」（会389条5項）、すなわち、会計監査を有効に行うために必要であって会計帳簿や会計書類の調査だけでは不十分であると判断する場合、と解されている<sup>5)</sup>。さらに、取締役会への出席義務（会383条）はなく、取締役の違法行為差止請求権（会385条）もない。このように、通常監査役に比べてその職務範囲は限定されたものになっている。

ところで、会計限定監査役の第三者責任について、「会社債権者に差し迫った被害の発生が预见されるような特段の事情がある場合には、監査役

は調査の権限を行使して、その結果に基づいて取締役が違法行為を中止することを求める権利と義務が生ずるといふべきであり、監査役が取締役の違法行為を放置することはそれ自体違法性を帯びることになる。」として、積極的な監査を求めた裁判例がある<sup>6)</sup>。これに対しては、「広く業務全般に対する調査・意見陳述までを法的義務と考えるのは職責の範囲を超える」、あるいは、会計限定監査役にそこまでの権限はなく、したがって任務懈怠もない、など批判的な論評がほとんどである<sup>7)</sup>。ただし、これらは当該会社は会計限定監査役の設定で足りていた事例に対するものであり、本件のようにその存在が法律上認められない場合ではない。

Y<sub>2</sub>は、Zが会社法上の大会社となったことを認識していた、と判断されている<sup>8)</sup>。そうであれば、定款の定めでは会計限定監査役であっても、積極的な監査権限行使が求められるとしてもよいのではないか。

#### 四 会計限定監査役の対第三者責任

会計限定監査役の監査権限は、以上のように会計に関する事柄に限定されているが、その活動の様子は必ずしも限定的ではない。取締役の職務執行のうち、会計と無関係な事柄はほとんどないことに鑑みると、会計限定監査役がその職務を行うために必要な調査の対象も限定的ではない<sup>9)</sup>。本件事件当時、「和牛預託商法」は、すでに消費者問題化しているとの背景を前提にすれば、牛頭数の確認は定例監査の一環ではないか、との見解はもっともである<sup>10)</sup>。そして、こうしたビジネス手法の危険性について一般に認識される余地があったことからすると、少なくともZの巨額の負債額を前提として、Y<sub>2</sub>に業務および財産調査権の行使を求めることはできよう。とはいえ、裁判所も認定しているように、Zでは3名の経営陣以外は経営から排除されていて、Y<sub>2</sub>の権限の範囲でその暴走を止めることは困難であった、ともいえる<sup>11)</sup>。

それでも、上記の調査から、取締役作成の計算書類について疑義を来し計算書類に虚偽があった場合<sup>12)</sup>、計算書類は監査対象であり(会436条)、監査報告の虚偽記載となるから(会429条2項3

号)、これによって第三者に損害が発生したとされるなら、責任が認められる余地はある。

#### ●—注

- 1) 相澤哲=葉玉匡美=郡谷大輔編著『論点解説新・会社法』(商事法務、2006年)270頁。
- 2) 岩原紳作編『会社法コンメンタール(7)』(有斐閣、2013年)493頁[山田純子]、相澤=葉玉=郡谷・前掲注1)400頁参照。
- 3) 「会計限定である旨の定款の定め」が登記とされたのは、平成26年改正による。登記事項とされていなかったのは、定款の定めが監査役の権限を内部的に制限するものに過ぎず、会社の外部の者に公示する必要性が乏しいといえるため、とされていた(相澤=葉玉=郡谷・前掲注1)413頁)。なお、現行法は、「会計限定」である旨は登記事項とされており(会911条3項17号イ)、この点は当たらない。
- 4) 弥永真生「判批」ジュリ1510号(2017年)3頁。
- 5) 落合誠一編『会社法コンメンタール(8)』(有斐閣、2009年)448頁[吉本健一]。
- 6) 外国為替証拠金取引を行う会社の関連会社等の会計限定監査役につき、顧客に対する責任を認めたものである(名古屋高判平23・8・25判時2162号136頁、LEX/DB25472684)。
- 7) 重田麻紀子「判批」法学研究87巻9号(2014年)187頁、釜田薫子「判批」商事2111号(2016年)50頁、片木晴彦「判批」リマックス47号(2013年)86頁、吉田正之「判批」金判1431号(2014年)2頁など。
- 8) 大阪地判平28・5・30金判1495号23頁、38頁(本件第一審)。この判決については、武田典浩「判批」金判1517号(2017年)8頁。
- 9) 酒巻俊雄=龍田節ほか編『逐条解説会社法(5)』(中央経済社、2014年)121頁[西山芳喜]。
- 10) 武田・前掲注8)12頁。
- 11) 飯田秀総「判批」法教443号(2017年)139頁。
- 12) 「自社所有の牛の貸借対照表残高が虚偽のものであったり、オーナーに対する配当や再売買代金の支払いが実態に反したものであれば、計算関係書類に虚偽記載があったといえる」、との見解もある(弥永・前掲注4)3頁)。

桃山学院大学教授 瀬谷ゆり子